

①安心して生きる権利：子どもは、愛と理解をもって育てられ、安全・安心に生活できます。②ありのままの自分でいる権利：子どもは、一人ひとりのちがいを認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。③自分を守り、守られる権利：子どもは、いじめ、虐待、体罰などから守られます。また、障害のある子どもや、外国人などの子どもが自分らしく生き、社会に参加交渉できるように、その子どもの必要にあわせて助けてもらいます。

たとえば

野球どうだった？

おかえり

ただいま～

ホームランを打ったよ

そりやすごい！

がー！

ねえパパ、わたし将来きょうりゅう博士になりたいんだ

え～？ 野球選手になるのかと思つたよ

うん！

でもそれもいいね 今度博物館に行こうか？

たとえば

学校で

はーい！

では給食にしてね 班を作つてね

たとえば

地域で

ほしょいよな～ もつとあそべる場所、ほしょいよな～

たとえば

公共で

いじでサッカー やれたらいいのになー

それ、子どもが会議で話してみよう！

おもしろそう！

えらねるよ 市長さんにも意見を伝へし合つんだよ

こどもの権利条例条文

子どもは、ありのままの自分でいることができる
子どもは、自分に関することを
自分で決めることができる。

こどもの権利条例条文

16 条 じょう こどもは、その置かれた状況に応じ、
おう じょうきょう おう
子どもにとって必要な支援を受けることができる。

子どもの権利条例条文

5条 こどもは、参加することができる。
じょう さんか
じょう 市長について、子どもの意見を求めるため、
じょう もと
0条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、
かわさきし こども会議を開催する。
かわさき じはいき じはいきよおよ じはつてき
子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な
とくのみ うんぶんい 取組により運営されるものとする。